



まちのお知らせ



へようこそ！



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。◆◆◆

◎夏休みお楽しみクッキング

親子で「夏野菜のキーマカレー」を作ろう！

日 時 7月25日（金） 午前10時30分～午後1時

申込期限 7月19日（土）※定員になり次第、締切。

親子で「手作りトマトソースピザ」を作ろう！

日 時 8月4日（月） 午前10時30分～午後1時

申込期限 7月29日（火）※定員になり次第、締切。

対 象 者 年長～小学校6年生のこどもとその保護者

定 員 各6組（1組：こども1人、大人1人）

費 用 500円／1組 ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで申込む。（電話可）

◎夏休みワークショップ

親子で「竹の水鉄砲」を作ろう！

対 象 者 年長～小学校6年生のこどもとその保護者

定 員 10組（1組：こども1人、大人1人）

親子で「木のおにぎりバスケット」を作ろう！

対 象 者 2歳～小学校6年生のこどもとその保護者

定 員 15組（1組：こども2人以内、大人1人）



▲竹の水鉄砲



▲木のおにぎりバスケット

日 時 8月2日（土） 午前10時15分～11時45分

費 用 200円／1セット ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで申込む。（電話可）

申込期限 7月28日（月）※定員になり次第、締切。

◎7月のスケジュール（予定）

ピヨピヨ ひよこ組（0歳児クラス）…1日（火）、8日（火）

クラブ うさぎ組（1、2歳児クラス）…①4日（金）、18日（金）、②15日（火）

誕生会…28日（月）

休館日 2日（水）、9日（水）、16日（水）、22日（火）、23日（水）、30日（水）

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

※ 有料広告募集中 ※ 「広報おおの」では、有料広告を募集しています。

広告掲載の規格と料金（税込み） など

- ・ 1 枠（タテ45mm×ヨコ52mm） 12,000 円
- ・ 2 枠（タテ45mm×ヨコ110mm） 22,000 円
- ・ 3 枠（タテ45mm×ヨコ168mm） 32,000 円
- ・ 1 広告主につき1号3枠までとし、広告の内容は町および広報紙の印象を損ねないものとしてください。
- ・ 詳しくは、町ホームページを確認してください。

広報紙の発行状況など

毎月1回（1号）7,700部発行し、発行月号の前月最終金曜日に、広報委員を通して町内各世帯へ配布しています。

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363



※この広告枠は、3 枠（タテ45mm×ヨコ168mm）です。



まちのお知らせ



おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

第7回ファミサポ交流会を行いました♪



▲空き箱などで楽器作り♪



▲リングちゃんになってみよう♪



▲なにが始まるのかなぁ♪

5月17日に総合町民センターにて交流会を行い、23人が参加しました。

このファミサポ交流会は、会員同士の交流を深めるために行っているもので、提供会員にお手伝いしていただき、利用会員さんやお子さんとの交流の場になっています。

今回は牛乳パックに絵を描いたカスタネットや空き箱でタンバリンを作り、その作った楽器で演奏しました。また、大型絵本の「ぴっけやまのおならくらべ」や「りんごくんのおうちはどこ？」を上手に聴き、お子さんがリングになってお店をまわって楽しく遊びました。

安心してファミサポを利用してもらえよう今後も行っていきます。

次回は、9月頃に第8回交流会を予定しています。皆さんの参加をお待ちしています。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ばすてる内） ☎ 34-1010

タウンミーティングを開催します

地域の皆さんと、協働によるまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催します。日程および場所は次のとおりです。皆さんのご来場をお待ちしています。※今年度は第6区からの開催順となります。また、タウンミーティングは説明内容の録画、録音を行い、後日町ホームページで公開する予定です。

地 区	期 日	場 所
第1区	8月 7日（木）	大野ふれあいセンター
第2区	5日（火）	豊木ふれあいセンター
第3区	7月31日（木）	富秋ふれあいセンター

地 区	期 日	場 所
第4区	7月29日（火）	西郡ふれあいセンター
第5区	25日（金）	鶯ふれあいセンター
第6区	23日（水）	川合ふれあいセンター

◎時間 午後7時30分～8時30分

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363

『大野の太鼓判』として自慢の商品を町ぐるみでPRしてみませんか？

大野の太鼓判 第13回公募のご案内



◎「大野の太鼓判」の認定を受けると

- ・「大野の太鼓判」認定ロゴマークを商品に使用することができます。
- ・町広報紙やホームページ、無料雑誌等へ掲載し、商品のPRができます。
- ・町が主催、共催または参加する物産展等へ優先的に出店することができます。
- ・町が全面的にバックアップし、商品のトップセールスができます。
- ・事業所の要望等に、各委員が可能な限りアドバイスします。

◎対象商品 町内で開発もしくは生産された商品、または町内で産出された農林水産物およびその加工品

◎応募資格 町内に主たる事業所、住所を有する1個人および法人またはそれらの者で構成された団体

◎応募件数 1事業者あたり3点まで

◎募集期間 7月1日（火）～9月1日（月）

※窓口への提出は土・日・祝日を除く

◎スケジュール（審査）11月（認定）12月

◎応募方法 大野の太鼓判公募要領を確認のうえ「大野の太鼓判認定申請書」に関係書類を添えてまちづくり推進課へ提出してください。申請書のダウンロードおよび内容については、町ホームページをご覧ください。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

「定額減税しきれないと見込まれる人」への追加給付（不足額給付）

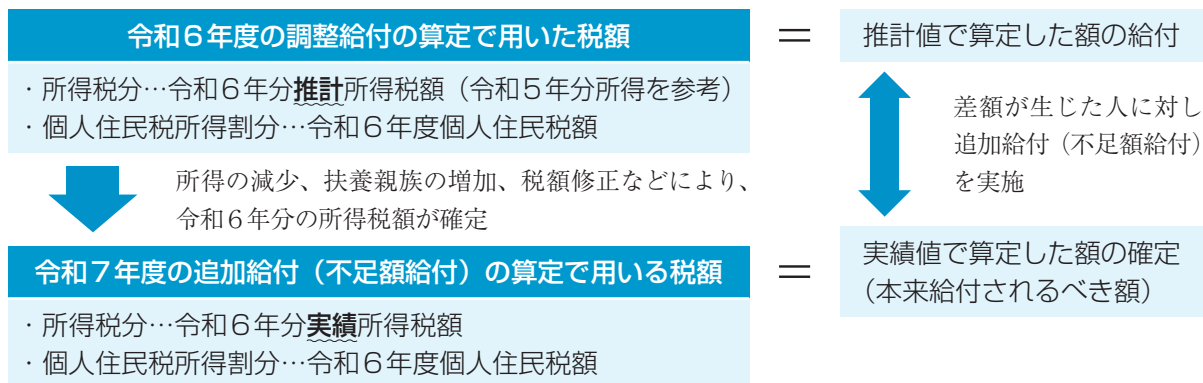
令和6年度に実施した定額減税補足給付（調整給付）において、**支給額に不足が生じた人に対し**、給付金を支給します。

〈対象者〉次の①および②の条件を全て満たす人

①令和7年1月1日時点において、町内に住所を有する人

②下記の不足額給付1または2に該当し、合計所得金額が1,805万円以下の人

◎**不足額給付1** 令和6年度に実施した調整給付後、実際の所得税額や定額減税額との差が生じた人



◎**不足額給付2** 次の①から③までの条件を全て満たす人

①令和6年分所得税・令和6年度分住民税所得割ともに定額減税前の税額がゼロ円である人

②税制度上の扶養親族から外れる人

③低所得世帯向け給付（※）対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない人

※・令和5年度非課税世帯への給付（1世帯7万円）

・令和6年度均等割のみ課税世帯への給付（1世帯10万円）

・令和6年度新たに非課税世帯若しくは均等割のみ課税世帯となった世帯への給付（1世帯10万円）

〈申請方法〉

不足額給付の支給対象者に、町から「確認書」または「支給のおしらせ」を送付予定（7月中）。

◎確認書…必要事項を記載のうえ、返信用封筒にて返信

申請期限：10月31日（金）まで ※役場必着

◎支給のお知らせ…記載事項の変更や受給辞退などの申出がなければ、書類の返送は不要

給付対象となる者の例

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額が48万円超の人 など

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363

町営住宅入居者募集中 礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団 地 名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数 3DK		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	3DK 52,000 円／月（駐車場 1 台、2㎡の物置を含む）	
	敷 金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000 円以上 487,000 円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること		

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。◇入居決定／応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。◇ゴミ当番、管理人、地元との付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376



戸籍に振り仮名が記載されます！

～戸籍に振り仮名が記載されるまで～

①令和7年5月26日 戸籍法が改正されました。

この法律の改正により、戸籍に振り仮名が記載されます。

②令和7年6月末頃から本籍のある市区町村より、記載される予定の振り仮名の通知が届きます。大野町に本籍のある人は6月23日より順次発送をしていますので、必ず内容を確認してください。

- ・振り仮名が通知どおりの場合→届出等は不要です。
- ・通知に記載の振り仮名が誤っていた場合→**本籍地**へ正しい振り仮名の届出をしてください。

※通知記載の二次元コードまたは町ホームページ掲載のリンクより、マイナポータルでの申請も可能です。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏名のフリガナ】

姓	法 籍
フリガナ	ホウム
氏名のフリガナの届出が可能の方	法籍 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

① 名	太 郎
振り仮名	タロウ
② 名	宮 子
振り仮名	ミヤウコ
③ 名	正
振り仮名	タダシ
④ 名	ゆり
振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
【お読みください】については、届出先からの届出が可能です。

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

③（通知の内容が誤りの場合）本籍地の市区町村へ振り仮名に関する届出をしてください。

通知に記載の振り仮名が誤っていた場合には、必ず**本籍地**へ正しい振り仮名を届け出てください。

- ・氏が誤っていた場合→戸籍の筆頭者
- ・名が誤っていた場合→誤っていた名の本人（15歳未満の場合は原則として親権者等の法定代理人）が届出をすることができます。

④令和8年5月26日以降、順次戸籍に振り仮名が記載されます。

戸籍法の改正から1年後の令和8年5月26日以降、通知に記載の振り仮名について、届出がなかった人にはその通知どおりに、戸籍に振り仮名が記載されます。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

北見市
ところ通信
Vol. 305

放牧地でのびのび育って — 常呂町農協共立川東育成牧場で「入牧」—

5月23日、常呂町農業協同組合が常呂町農協共立川東育成牧場で、酪農家から牛を受け入れる「入牧」を開始しました。

これは、酪農家の負担軽減や牛を健康に育てることを目的に行われているもので、常呂自治区内外の17件の酪農家から約150頭の牛を10月ごろまで預かります。

広大で起伏のある牧草地でゆっくりと歩き回りながら、むしゃむしゃと草をほお張る牛の光景に、関係者は「元気に育って」と願いを込め見守りました。



固定資産税の適正な課税のため確認をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準日として課税されます。所有している固定資産に関して次のような変更がある場合は、税務課まで連絡してください。



◎固定資産そのものの変更

- ・登記をしていない建物を新築または増築した場合（税務課による家屋評価が行われていないもの）
- ・登記をしていない建物の全部または一部を取り壊した場合
- ・建物の全部または一部の用途変更をした場合（例：事務所を居宅に変更した等）
- ・住宅用地認定にかかる住宅の数が変更になった場合
- ・土地の用途を変更した場合（例：住宅を取り壊して貸し駐車場に変更した等）

※登記がある家屋で、法務局で登記申請や滅失登記などがすでに済んでいる場合には、役場へ届出は不要です。ただし、滅失登記が翌年にわたる場合には、連絡してください。

◎所有者の変更

- ・所有者または納税義務者が死亡し、税務課での相続代表人指定届出書提出等の手続きを行っていない場合
- ・登記をしていない建物の所有者を変更する場合
- ・町外在住の納税義務者で住所の変更がある場合

ほか

※登記がある家屋で、法務局で所有権移転登記などがすでに済んでいる場合には、役場へ届出は不要です。

家屋評価について

家屋評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するため、新築または増築した家屋を対象に行われるものです。



令和8年度分以降の固定資産税賦課のため、7月から12月中に税務課職員が家屋評価に伺います。対象者には、事前に連絡をしますのでご協力をお願いします。

町税の納期内納付に協力してください

皆さんの生活を支える貴重な財源である町税は、納期内の自主納付を原則としています。**納税者一人ひとりが意識を持って納期限を守ることが大切です。**

納期限を過ぎてでも納付がない場合は、納期内納税者との「公平性」を保つため、督促状、文書催告などによる納税の催告、法令に基づく財産の差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

◎滞納処分に関するQ&A

Q1 納期限を過ぎてしまいました。このまま放置していたらどうなりますか？

A1 納期限を過ぎると、督促状を送付します。法律では「督促状を送付し、10日経過しても納付がない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。期限までに納付できない事情がある場合は、放置せず速やかに相談してください。

Q2 滞納金額が少なくても財産の差し押さえをされますか？

A2 差し押さえ（滞納処分）は、滞納金額に関係なく行います。昨年は、預貯金や給与などの差し押さえを執行しました。

Q3 勤務先への給与照会などの財産調査や差し押さえなどの滞納処分は、事前に予告がありますか？

A3 財産調査や滞納処分は法律に定められた調査および処分です。事前の予告や本人の承諾は必要としません。

納期内納付が困難な場合は、税務課に相談してください

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な場合は、納期内に税務課まで相談してください。生活状況や収支を確認のうえ、分割納付など徴収の猶予を行うことができます。ただし、虚偽の申し出や連絡なく納付計画を守られない場合は、滞納処分の対象となります。

税金を滞納すると、延滞金が加算されるなどの経済的な不利益だけでなく、滞納処分の際に行う勤務先への給与調査などの財産調査により社会的な信用も失うことになる恐れがあります。

事情により納期内納付が困難な場合は、放置せず、必ず税務課まで相談してください。



マイナポータル（ぴったりサービス）を利用した 証明書のオンライン申請ができます

戸籍謄抄本や住民票謄抄本等の各種証明書がマイナポータル（ぴったりサービス）を利用して、オンライン申請ができるようになりました。スマートフォンやパソコンを利用して申請及びキャッシュレス決済をすることで、窓口への来庁や郵送での申請をせずに、証明書を取得することができます。

◎請求できる証明書

種類	手数料	申請できる人など
住民票の謄本、抄本	1通 300円	本人または同じ世帯の人
住民票記載事項証明書	1通 300円	本人または同じ世帯の人
戸籍の謄本、抄本 (全部、個人事項証明)	1通 450円	・本人または同じ戸籍に記載のある人 ・必要な戸籍の直系の血族（父、母、子、孫、祖父母など）※
除籍、改製原戸籍の謄本、抄本 (除籍の全部、個人事項証明)	1通 750円	・本人または同じ戸籍に記載のある人 ・必要な戸籍の直系の血族（父、母、子、孫、祖父母など）※
戸籍の附票	1通 300円	本人または同じ戸籍に記載のある人
身分証明書	1通 300円	本人のみ
独身証明書	1通 300円	本人のみ

※申請者と申請する戸籍が異なる場合は、続柄などで関係が確認できる戸籍の画像などのデータが必要。ただし、町の戸籍で申請者と必要な戸籍の人との関係が確認できる場合は添付不要。

◎手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォンまたはパソコン

※パソコンから申請する場合は、マイナンバーカードを読み取ICカードリーダーが必要。

◎申請の流れ

1. オンライン申請

スマートフォンまたはパソコンからマイナポータルにログインして、必要な証明書を申請してください。

2. キャッシュレス決済

町で申請内容を確認後、不備がなければマイナポータルにて決済用URLを送付しますので、証明書交付手数料および郵送料を納付してください。

3. 証明書の受け取り

町で決済確認後、申請者の現在の住民登録住所へ証明書を送付します。

※詳しくは、町ホームページを確認してください。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、事前に登録した人の住民票の写し等が交付された事実を、本人に通知するものです。不正請求および不正取得による個人の権利の侵害抑止・防止を目的としています。

◎登録対象者

大野町の住民基本台帳または戸籍に記載されている人

◎登録期間

登録した日から3年間

※継続を希望する場合は、満了日の1ヶ月前から更新の手続きができます。

◎通知の対象となる証明書

- ・住民票の謄本、抄本（削除された住民票の謄本、抄本を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本（除籍も含む）
- ・戸籍の附票の写し（除籍の附票の写しも含む）
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書

◎通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付通数または件数
- ・交付請求者の種別（「法定代理人」、「任意代理人」、「第三者」）

◎登録申込

マイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、申込書に必要事項を記入してください。

◎通知の対象となる場合

代理人や第三者に戸籍謄本や住民票の写し等が交付されたときに通知します。ただし、弁護士・司法書士等の特定事務受任者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求等は除きます。

※登録をされると、コンビニで住民票等をお求めいただける「コンビニ交付」の利用ができなくなります。

住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度

この制度は、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその事実をお知らせすることにより、不正取得による個人の権利または利益の侵害を防止し、不正取得の抑止を図ることを目的としています。

◎お知らせする場合

- ・住民票の写し等を取得した第三者が、不正取得者であることが明らかになった場合
- ・国または県の通知により、特定事務受任者が、職務上請求用紙を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

◎お知らせの対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写しおよび戸籍謄抄本等



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療資格確認書を更新します（資格確認書は1人に1枚交付されます）

《資格確認書イメージ》

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和〇年〇月〇日	
交付年月日 令和〇年〇月〇日	
被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	
住所	岐阜県岐阜市柳津町宮東一丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	
生年月日	昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日
負担割合	〇割
負担割合決定年月日	令和〇年〇月〇日
医療区分	
医療区分決定年月日	
要介護認定年月日	
特定医療区分	
特定医療区分決定年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岐阜県後期高齢者医療広域連合 公印

後期高齢者医療の資格確認書は町内に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた全ての人に交付されます。受診等をされる場合は、**マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証の利用登録をされた人）**または、7月中旬頃にお送りする**資格確認書**を使用してください。交付する資格確認書は**薄い赤色**です。

有効期限を過ぎた保険証または資格確認書を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分に注意してください。

◎資格確認書一斉更新コールセンターの開設

従来の被保険者証廃止後初となる資格確認書の一斉更新を行うにあたり、広域連合ではコールセンターを設置します。

資格確認書に不明な点があれば、次の電話番号まで問い合わせてください。

開設期間 7月1日（火）～8月29日（金）
（土日祝日除く）

時間 午前9時～午後5時

電話番号 0570-051-520

◎マイナ保険証をぜひ利用してください！

マイナ保険証を使用するとデータに基づくより良い医療を受けることができたり、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリット

があります。

マイナンバーカードの保険証利用について詳しく知りたい人は二次元コードをスマートフォンで読み取り、ご覧ください。



◎令和7年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和7年度保険料は、令和6年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた人には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので確認してください。

【保険料額について】

令和7年度保険料額は、次のア、イの合計額になります（ただし、80万円を上限とします）。

ア 均等割額 被保険者一人あたり 49,412円

イ 所得割額 被保険者の所得金額^{*}×所得割合9.56%

^{*}被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

◎保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の 令和6年中の総所得金額等 ^{*1} の合計額
7割軽減	43万円+10万円× (給与所得者等 ^{*2} の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*2} の 数-1)+30.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*2} の 数-1)+56万円×被保険者数 以下

※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある人(給与収入が55万円を超える人)、公的年金等に係る所得がある人(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える人、または65歳未満で60万円を超える人)。

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険^{*}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、**所得割額の負担はありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減**となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

◎保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と納付書や口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①特別徴収(年金からのお支払い)

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年

金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の人は、口座振替の手続きを行い住民課に申請することで「普通徴収」に変更できます。

②普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)

特別徴収の条件を満たさない人や後期高齢者医療制度に加入したばかりの人は、町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

◎普通徴収の人には口座振替をおすすめしています

保険料の支払いには、口座振替をおすすめしています。口座振替には次のメリットがあります。

①毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払う必要がなくなります。

②保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。

口座振替を希望される場合は、住民課に問合せてください。

◎保険料の納付が難しいとき

住民課では保険料の納付に関する相談を受け付けています。災害や失業などで納付が困難な場合は、お早めに相談してください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

◎確定申告期限後に申告された人へ

確定申告期限後に申告等をされた人は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく資格確認書や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、資格確認書や決定通知書を送り直します。これにより、特別徴収であった人が、普通徴収に切り替わることがあります。

◎医療費の窓口負担割合が2割の人の配慮措置について

2割負担による**外来医療の負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます**。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。

なお、配慮措置の適用となるのは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受診された医療費です。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368



国 保 だ よ り

3 すべての人に
健康と福祉を



国民健康保険税は、加入されている皆さんが安心して医療を受けられるための貴重な財源です。
本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既に送付し、本算定の納税通知書は7月中旬に送付を予定していますので、
期限内納税にご協力をお願いします。

仮算定：前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。

本算定：加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期で納税していただくことです。令和7年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

◎令和7年度 国民健康保険税額について

令和7年4月1日から令和8年3月31日の加入状況によって、**世帯ごとに世帯主に課税**されます。

	全ての加入者		40歳～64歳の加入者
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額（加入者1人につき）	28,500円	8,700円	13,000円
平等割額（加入世帯1世帯につき）	23,500円	7,300円	7,500円
所得割額（加入者の令和6年中の所得に対して）	基準総所得金額の 6.76%	基準総所得金額の 1.97%	基準総所得金額の 2.41%
課税限度額（保険税の上限）	660,000円	260,000円	170,000円

基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（43万円）

$$\text{年間の保険税} = \text{医療給付費分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分}$$

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、課税限度額以下とします。

擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

◎国民健康保険税の納期限

仮算定	第1期	6月 2日	第2期	6月30日		
	第3期	7月31日	第4期	9月 1日		
本算定	第5期	9月30日	第6期	10月31日		
	第7期	12月 1日	第8期	12月25日		
	第9期	2月 2日	第10期	3月 2日		

◎国民健康保険税の減額制度

- ①低所得世帯（加入者の所得の申告が必要です。）
- ②特定世帯（後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保加入者が1人だけとなった世帯）
- ③65歳未満で、自己都合でなく離職された人

※①と②は、申請不要ですが、③は申請が必要です。

◎国民健康保険税の口座振替について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されており、国民健康保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。保険税を滞納したときは、延滞金等が発生します。また、被保険者証の有効期限や給付に制限がかかったり財産を差し押さえられることもあります。**納付漏れのないよう口座振替をぜひ利用してください。**

口座振替依頼書は国民健康保険税納税通知書に付属しています。（各金融機関と役場住民課窓口にも備付けてあります。）役場ではキャッシュカードによる登録も可能です。（カードの種類によってはできない場合もあります。）

～国民健康保険「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の交付について～

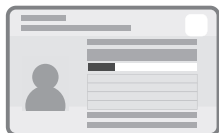
皆さんがお持ちの被保険者証、資格確認書は、令和7年7月31日が有効期限となっています。有効期限が満了する7月31日までに、マイナ保険証の保有の有無に応じて「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を郵送します。

「資格確認書」について

マイナ保険証を保有していない人には「資格確認書」を交付します。マイナ保険証をお持ちでなくても「資格確認書」を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証を保有している人には、ご自身の健康保険の資格状況を簡易に把握できる「資格情報のお知らせ」を交付します。加えて、スマートフォンを利用してマイナポータルから「医療保険の資格情報」を取得してPDFファイルで保存できます。マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」または「医療保険の資格情報」を併せて提示することで、保険診療を受けることができます。



受け取られたら…

- ①新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の内容をよく確認してください。
- ②今までの被保険者証、資格確認書は、有効期限が過ぎましたら、住民課に返却いただくか、住所や氏名が見えないように細断して破棄してください。
- ③万が一、紛失や破損した際には、身分証明書を持参し、住民課で再交付を受けてください。
※「資格確認書」は簡易書留で郵送いたします。
ポストに不在票が入っていたときは、内容をよく確認のうえ、お早めに記載されている連絡先の郵便局へ連絡してください。また、不在等でお渡しできない場合の「資格確認書」は、郵便局での保管期間を過ぎたあと、役場に返却されます。
※70歳に到達される人は有効期限が70歳の誕生月の末日になっています。
また、期間中に75歳になられる人は後期高齢者医療の適用となり、有効期限が短くなりますので、注意してください。
- ④資格情報のお知らせは、有効期限がありませんので大切に保管してください。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

国民年金保険料の納付が困難な人へ

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される場合があります。令和7年度分の保険料の免除・納付猶予申請は7月より可能となっています。申請方法は役場住民課窓口での申請、またはマイナポータルからの電子申請が可能です。それぞれの申請に必要な書類等は次のとおりです。

◎住民課窓口での申請時に持参する書類

- ・年金手帳、年金番号通知書、マイナンバーカードのいずれかを持参してください。

(雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証をお持ちの人は加えて持参してください)

◎マイナポータルから電子申請する際の準備等

- ・事前にマイナポータルの「利用者登録」が必要です。登録手続には、マイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要になります。詳しくは日本年金機構ホームページにて確認してください。

【日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>】

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368